

## 4 耐震化を促進するための施策

耐震化を促進するための施策 .....

建築物所有者に対する意識啓発、知識の普及、情報提供等を行い、民間建築物の耐震化の促進を図ります。

耐震化を促進するための施策

- (1) 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要
  - 耐震診断及び耐震改修に関する助成制度
  - 耐震化による税の優遇措置
  - 耐震診断及び耐震改修における融資制度等
- (2) 重点的に耐震化を促進すべき区域の設定
  - 駅周辺及び国道128号線沿道の区域
  - 住宅等の密集した区域
  - 沿岸一帯の区域
- (3) 地震発生時に通行を確保すべき道路
  - 緊急輸送道路(国道128号)
  - 避難方向の確保
- (4) 優先的に耐震化を促進すべき建築物
  - 特定建築物
  - 緊急輸送道路沿道の建築物
- (5) 地震時の建築物の安全対策
  - エレベーターの閉じ込め対策
  - ブロック塀の倒壊対策
  - 各種落下物対策
- (6) 啓発及び知識の普及に関する事項
  - 地震ハザードマップの作成・公表
  - 相談体制の整備及び情報提供の充実
  - パンフレットの作成・配布等
  - 自治会等との連携

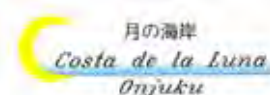
町有建築物の耐震化の基本方針 .....

次の事項等を勘案し、町有建築物の耐震化を計画的かつ効率的に進めていきます。

- 町有特定建築物の耐震化の基本方針(学校、保育所、庁舎など)
- (ア) 建築物の用途及び規模・・・耐震改修促進法第6条に規定する特定建築物
- (イ) 御宿町地域防災計画における位置づけ・・・災害時の避難所や拠点となる建築物
- (ウ) 耐震改修促進法に基づく安全性の評価・・・耐震診断の結果に基づく安全性の評価
- その他の町有建築物(集合住宅など)

<発行・問い合わせ先>

平成22年 御宿町建設環境課  
〒299-5192 御宿町須賀1522  
TEL: 0470-68-2511(代) 68-6694(直) FAX: 0470-68-7183  
御宿町ホームページ: <http://www.town.onjuku.chiba.jp/>



# 御宿町耐震改修促進計画

<概要版>

御宿町では、建築物の耐震化を促進し、地震災害から町民の生命及び財産を保護することを目的として、このたび「御宿町耐震改修促進計画」を策定しました。本計画では、町の建築物の耐震化の現状や、将来の耐震化の目標を示しています。本計画を策定することにより、計画的かつ総合的に建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めていきます。



## 1 計画の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、6千人もの尊い命が奪われました。また、地震による死者の約9割が住宅・建築物等の倒壊によるものでした。その後も、平成19年に新潟県中越沖地震が発生するなど、大規模な地震が頻発しています。



我が町においても、**甚大な被害をもたらす大地震**がいつ起こってもおかしくない状況にあります。

地震による被害を最小限に止めるためには、建築物の所有者が**耐震性を把握し、耐震化を進める**ことが重要です。

平成27年までに建築物の耐震化率を75%から**90%**にすることが目標として定められました。

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年)

改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の施行(平成18年)

「千葉県耐震改修促進計画」の策定(平成19年)

## 御宿町耐震改修促進計画の策定

## 2 計画の概要

**目的** .....  
耐震改修促進法に基づき、本町における建築物の耐震化を促進し、地震災害から町民の生命及び財産を保護することを目的として策定します。

**計画の位置づけ** .....  
国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び県が定める「千葉県耐震改修促進計画」との整合を図るとともに、「御宿町総合計画」、「御宿町地域防災計画」、及び「御宿町都市マスタープラン」を踏まえ策定します。

**計画の期間** .....  
本計画の期間は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間とします。

**対象区域及び対象建築物** .....  
本計画の対象区域は、御宿町全域とします。また、対象とする建築物は、以下に示すもののうち、昭和 56 年以前に建築された建築物とします。

種類	内容
(1)住宅	戸建住宅、集合住宅（アパート、マンション）
(2)特定建築物 <sup>1</sup> (民間)	ホテル、旅館、物販店、事務所、賃貸共同住宅など 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（第 6 条第 1 号）
	ガソリンスタンド 一定数量以上の危険物を扱う建築物（第 6 条第 2 号）
	国道 128 号線沿道の概ね 6m を超える建築物 地震時に通行を確保すべき道路 <sup>2</sup> を閉塞させる恐れのある建築物 （第 6 条第 3 号）
(3)町有建築物	公民館、学校、保育所など、町が所有する建築物

1：耐震改修促進法第 6 条に定める建築物。

2：地震時に通行を確保すべき道路とは、地震発生時における緊急車両の通行や、物資の輸送を確保するための道路です。御宿町では、国道 128 号線が一次路線として指定されています。

### 参考 想定される地震の規模と被害

千葉県が実施した「直下型地震等対策調査（平成 3 年から 5 か年で実施）」のうち、被害が最も大きいとされる元禄地震を想定しています。

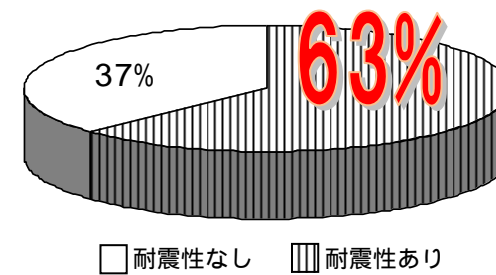
想定条件	地震の規模	海溝型地震（元禄地震） マグニチュード 8.2 震度 6 弱以上
想定される被害	家屋の被害	全壊 110 棟 半壊 1,039 棟
	被害人口	死者 480 人 負傷者 482 人

出典：御宿町地域防災計画（平成 13 年）

## 3 耐震化の現状と目標

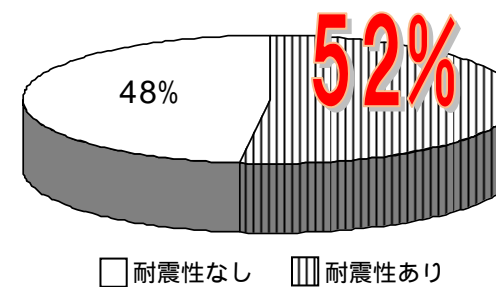
平成 21 年 7 月現在

### (1) 住宅の耐震化の現状



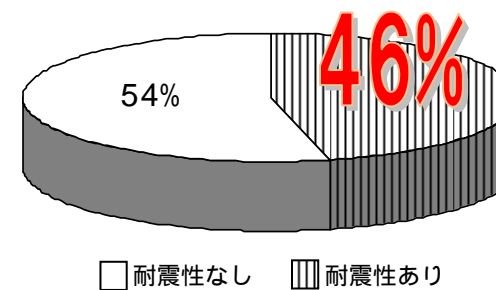
住宅総数 6,240 戸のうち耐震性を有していると推定される建築物は 3,952 戸あり、耐震化率は **63%** となります。目標を達成するには、平成 27 年度までに 1,104 戸について施策等により耐震化を図る必要があります。

### (2) 特定建築物（民間）の耐震化の現状



特定建築物（民間）総数 44 棟のうち、耐震性を有していると推定される建築物は 23 棟あり、耐震化率は **52%** となります。

### (3) 町有建築物の耐震化の現状



町有建築物総数 68 棟のうち、耐震性を有している建築物の総数は 31 棟あり、耐震化率は **46%** となります。

また、区分別の耐震化率をみると、町有の住宅では 27%、町有の特定建築物では 40% となっています。

町保有の町有建築物データ、及び固定資産税家屋課税台帳データを基に集計を行っています。

住宅、特定建築物、町有建築物の耐震化率を、平成 27 年までに

**90%**

とすることを目標とします。

#### 耐震化率とは？

建築物の総数のうち、耐震性を有している建築物の占める割合のことをいいます。耐震性を有している建築物とは、建築基準法が改正された昭和 56 年 6 月以降に建築されたもの、及び耐震改修済みの建築物のことを指します。

